

<p>1 開会 中島補佐</p>	<p>定刻より少し早いですが、委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和2年度第4回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、御報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名で、委員総数15名中14名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>また、本日は、インターンシップ実習として、2名が傍聴しておりますので、お知らせいたします。</p> <p>それでは、松本会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 松本会長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日も、大変お忙しい中、第4回審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年度の長崎県最低賃金の改正審議につきましては、委員の皆様方の御協力をいただきまして、去る8月7日に答申することができました。</p> <p>改めてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は、8月7日付けの「長崎県最低賃金の改正に係る答申」に対しまして、「長崎県労働組合総連合」から異議申出書の提出がございましたので、この取り扱いに関する審議を行います。</p> <p>本日も、円滑な議事進行に、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、この会議の議事録の署名につきましては、公益は「私」、労働者側委員は「古川委員」を、使用者側委員は「岩根委員」を、それぞれ御指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議題 (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について 松本会長</p>	<p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>最初の議題、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について」で</p>

上戸室長	<p>ございますが、事務局から異議申出の内容等につきまして、説明をお願いいたします。</p> <p>長崎県最低賃金の改正につきましては、8月7日に「3円引上げて、1時間793円とする。」との答申をいただき、これに対する異議申出の公示を、8月24日まで行ったところ、「長崎県労働組合総連合」から長崎労働局長あて、「異議申出書」の提出がなされております。</p> <p>御配りしております資料の「異議申出書」を御覧ください。</p> <p>この「異議申出書」につきましては、先週、メールにて各委員へ、情報提供をさせていただいております。</p> <p>それでは、異議申出の要旨につきまして、御説明いたします。</p> <p>「長崎県労働組合総連合」からの異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を1時間793円と定めることに不服です。最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、長崎県最低賃金を、コロナ禍の今だからこそ、生計維持にふさわしい額に引上げてください。」というものです。</p> <p>その理由としまして、「示された額は、労働者の生活実態から、かけ離れた金額であること」「コロナ禍の経済悪化から脱するための、具体的な提言が求められること」といった内容となっております。</p> <p>異議申出書の内容につきましては、以上でございます。</p> <p>それでは、ただ今から、異議申出につきまして、長崎労働局長から諮問させていただきたいと存じます。</p> <p>会長、局長は、中央をお願いいたします。</p>
瀧ヶ平局長	<p>最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）</p> <p>標記について、「長崎県労働組合総連合」から、別添のとおり、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。</p> <p><瀧ヶ平局長から松本会長へ「諮問文」を手交する></p>
松本会長	<p>確かに承りました。</p>
上戸室長	<p>ただ今、諮問をさせていただきました「諮問文」の写しを、皆様方の御手元に御配りしますので、御確認をお願いいたします。</p> <p><各委員へ諮問文（写）を配布></p>

上戸室長	なお、諮問文の本文の中に「別添」との記載がありますが、これは、資料として御配りしております「異議申出書」のことですので、御了承いただきたいと思えます。
松本会長	ただ今、諮問を受けました「異議申出書」の内容について、審議をいたします。 「長崎県労働組合総連合」からの異議申出について、労使双方から、御意見をお伺いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。
松本会長	それでは、労働者側委員から御意見をお願いいたします。
古川委員	異議申出書を読ませていただいた訳ですけれども、労側としましては、これまでの本審、また専門部会での重ね重ねの審議を行ったという中で、最終的に公益見解として示された金額であるというふうに理解をしておりますので、793円、このプラス3円の引上げを尊重してまいりたいと考えております。以上です。
松本会長	ありがとうございました。 では、使用者側委員の方からお願いいたします。
岩根委員	異議の提出に当たって、使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。 まず、最低賃金の審議に当たっては、最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて最低賃金を審議するのが委員の役割だと認識をしております。 最低賃金法9条に規定される3要素、労働者の生計費、労働者の賃金、賃金支払い能力を基に審議を行うのが法律の要請であり、その3要素を総合的に表しているのが、第4表であるので、これを重視するとともに、明確な根拠のある数字として審議の中心に置かねばならないというふうに考えております。 法律上、生活保護費を下回らないということが、具体的に記載されている点を考えれば、生計費として意識すべき水準は、生活保護費であると過去にも確認されていると思えます。 近年、中央での目安審議において、実質的な賃上げ率である第4表以外の要素が、最大限に考慮されているような状況になりつつありますが、それを織り込むことは、その要素がマイナスに出ている時も、その影響を考慮して、マイナスの数値として織り込まなければならないことは言うまでもありません。それ以前に、様々な要素が賃上げという結果に表れているのであり、諸般の要素は2重カウントしているというべきであ

	<p>ると思います。</p> <p>シンプルに、通常は第4表を基準に議論をすべきものと考えます。</p> <p>ここ数年、働き方改革実行計画に記載された年率3%アップという数字は、名目GDP3%達成が条件となっているのは、過去の経緯からも疑いのないことであると思います。配意せよということではありますが、それは、名目GDP成長率は3%を達成していないので、その事実を踏まえた上で、アップ率を検討しなさいという意味であるということは、明白であると思います。</p> <p>最後に、労働者への配慮と同時に、非常に苦しい経営環境下におかれている地方の零細経営者に対して、法律上強制力を持つ本来要請される以上の最低賃金の引上げについては、審議会として慎重な審議を行うべきであると考えております。</p> <p>以上の考え方に基づき、使用者側委員としては法律の要請に基づき、審議に臨んでおります。</p> <p>本年度については、コロナ禍の影響を考慮し、かつ、地域格差の是正に取り組むべきというのが中賃公益委員の意見であります。</p> <p>今回、結果として使用者側委員の現状維持の主張が反映されなかったことは、甚だ遺憾ではありますが、審議の結果については、十分に審議を尽くしたものであり、尊重されるべきものであると考えております。</p> <p>したがって、本年度提出されている異議内容については、棄却すべきものと考えます。以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど労働者側委員の意見を求めた時に、その他の委員の方に御意見を伺っておりませんでした。</p> <p>改めて順に、労働者側委員のその他の委員の方お願いします。</p>
中嶋委員	<p>異議申出書の異議の内容、理由が述べられていますけれども、これを見ますと、先ほどの説明も併せて勘案しているところですが、内容については、私たち労側が、審議会の中で主張してきた内容と、ほぼ同じだと思っています。</p> <p>現行の最低賃金、そして、長崎における経済状況、そして、コロナ禍の中にあって中小企業や観光業、宿泊業等の厳しい実態、等々も踏まえた上で、今の長崎県における最低賃金が、どれくらいが妥当なのかということについても十分議論してきましたし、現状、長崎県の最低賃金790円が妥当なのかどうか、そして、経営者の皆さんの企業努力の中でどれだけが限界なのかということ、求人誌等を参考にしながら主張をしてきたところであります。</p>

	<p>また、最低賃金そのものについて、様々な意見があるところですが、今の全国を4ランクに分けて、AからDランクに分けた最低賃金が妥当なのかどうかということについても、意見を申し上げました。</p> <p>ちなみに、全国一律最賃法制化を目指す、自民党議員連盟が昨年2月に発足していますけれども、この議員連盟が目指す、全国一律という考え方、そして、先ほど使用者側からも申し上げられましたが、確かに厳しい状況である中小企業の皆さんに対する政府の支援等が余りにも少ない、あるいは弱いのではないかということに対しては、大企業の内部留保に0.5%課税して、2兆2,500億円を確保し、支援すべきだという提言がされたことについても、一定の場、傾聴に値するところだということも申し上げてきました。</p> <p>今後は、日本の経済について、報道されているところによりますと、リーマンショックを超える厳しい状況が予想されるということが言われていますし、やはりコロナ禍の中で、これを何とかして乗り越えなければならないというのは、労使双方、そして行政、政治の課題である訳で、今後きちっとこれに対応しなければならない。</p> <p>それぞれの主張、労働者だけ、企業だけの主張だけでは、もう、乗り切ることが出来ないと思っている訳です。</p> <p>最後になりますが、本審議会で以上の趣旨のことを労側としても、申し上げてまいりました。</p> <p>そして、最終的には全国の中でも、引上げ額3円でありますけれども、額的には一番高い引上げ額になりました。</p> <p>ここまでに至るにあたって、使用者側の皆さんの御意見、そして、公益委員の皆様のご意見を出されるにあたっての判断、等々、十分尊重した上で、最終的には公益見解に賛成をしたという経過でありますので、異議申出については受け入れることはできないということをお願いしておきたいと思っております。以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。労側の他の委員の方、何かございましたら、ございませんか。そうしましたら、使用者側委員の他の委員の方、おっしゃりたいことがございましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p>〈意見なし〉</p>
松本会長	<p>ただ今、労使双方から御意見をいただきました。</p> <p>双方からの意見をまとめるのが難しいですけれども、労働者側委員からは、専門委員会や本審での審議がきちとなされた結果なんだと。</p> <p>そして、異議申出書の内容については、労働者側委員が、繰り返し、こ</p>

	<p>の審議の中で言ってきた内容とほぼ同じ内容であると、したがって、よく理解できるわけですが、これは、十分この審議会の中で審議をし尽くした結果として、この結論に至っているので、労働者側としてはこの結論を尊重したいということだったと思います。そのように解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>それから使用者側につきましては、最低賃金を決めている3要素の話から、特に第4表をもっと重視すべきではないかというような事など、専門委員会や本審でおっしゃったことを繰り返されて、生計費の問題については、生活保護を水準としてみるべきであるというような御指摘もございました。</p> <p>その他、色々とおっしゃったんですが、この結論につきまして、不満ではあるけれども、結果は尊重すべきだと。</p> <p>したがって、今回の異議申出書については認めることは出来ないという御主張かと思います。これでよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
松本会長	<p>当審議会としましては、「長崎県労働組合総連合」から提出がありました異議申出について、委員の皆様方の御意見から、総合的に判断しますと、「8月7日の当審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき、関係者から提出された意見等を踏まえ、コロナ禍における経済情勢等を考慮し、慎重に審議した結果であること。」「異議申出の内容についても、これまでの審議の場において、真摯に議論が尽くされていること。」「労働者側委員、使用者側委員の御意見を踏まえますと、令和2年8月7日付け答申どおりの決定が適当であること。」と思料されますが、委員の方、如何でしょうか。</p> <p>公益委員の方、もし、御意見がございましたら。</p>
各委員	〈意見なし〉
松本会長	では、以上でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、当審議会の結論としましては、「令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。」といたします。</p> <p>それでは、長崎労働局長に対しまして、答申をすることといたします</p>

	<p>ので、事務局は、答申（案）の準備をお願いします。</p> <p>答申（案）の準備ができるまで、しばらくお待ちください。</p> <p><事務局、「答申（案）」を準備></p> <p><事務局、各委員へ「答申（案）」を配布></p>
松本会長	<p>お手元に御配りしました「答申（案）」につきましては、8月7日付けの長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、「令和2年8月7日付け答申どおり決定するのが適当である。」との結論に達しましたので、その旨を答申する、という内容となっております。</p> <p>御了承いただければ、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、如何でしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
上戸室長	<p>それでは、答申を行っていただきますので、会長、局長は中央をお願いいたします。</p>
松本会長	<p>地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について答申。</p> <p>令和2年8月25日、貴職から8月7日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「長崎県労働組合総連合」からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申いたします。「令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。」長崎県最低賃金審議会会長 松本睦樹</p> <p><松本会長から局長へ答申文を手交></p>
上戸室長	<p>それでは、ただ今、御答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。</p>
瀧ヶ平局長	<p>ただ今、松本会長から令和2年の長崎県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、「8月7日付け答申どおり決定する</p>

	<p>ことが適当である。」との答申をいただきました。</p> <p>会長をはじめ委員の皆様方には、7月3日の諮問以降、本日まで、本審並びに専門部会において、丁寧かつ慎重な御審議を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の答申を受けまして、「長崎県最低賃金」につきましては、官報公示等、所要の事務手続きを進め、最短の法定発効日である10月3日発効を予定しております。</p> <p>また、長崎県最低賃金の履行確保のため、改正額や中小企業支援のための各種助成金制度の周知・広報を積極的に進めて参ります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、各界、各方面への助言など御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、答申をいただきましての御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございます。</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等について、事務局から説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等について御説明いたします。</p> <p>本日、「令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきましたので、審議会終了後、直ちに、厚生労働本省に報告し、厚生労働本省で官報公示の事務処理を進めます。</p> <p>これによりまして、9月3日の官報に公示され、30日間の公示期間を経た10月3日（土曜日）が法定発効予定日となります。</p> <p>当局としましては、9月3日の官報掲載を確認した後、最賃改正決定について、記者クラブへの投げ込みを行うと共に、長崎労働局ホームページへの掲載、及び県内の地方公共団体等に対する広報誌等への掲載依頼、ポスター、リーフレット等の掲示依頼等、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。</p>
松本会長	<p>それでは、本日、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について、御審議いただいた上で長崎労働局長に答申したことから、長崎県最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。</p> <p>従いまして、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、同専門部会を廃止することを決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。

<p>松本会長</p>	<p>異議が無いようですので、本日をもって、長崎県最低賃金専門部会を廃止することといたします。</p> <p>専門部会の委員の皆様には、集中的な審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
<p>(2) その他 松本会長</p>	<p>続きまして、議題の2「その他」ですが、委員の皆様方から、何か御意見等はございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>〈意見なし〉</p>
<p>松本会長</p>	<p>それでは、事務局から何かありますか。</p>
<p>上戸室長</p>	<p>それでは、令和2年8月21日に、厚生労働省がプレスリリースしております資料を配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。</p> <p>この資料は、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、まとめられた資料となっております。</p> <p>答申のポイントが、下のところに記載されておりますので、読み上げます。</p> <p>最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ、引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県、改定後の全国加重平均額は、902円（昨年度901円）、最高額1,013円と最低額792円の金額差は、221円（昨年度は223円）、最高額に対する最低額の比率は78.2%（昨年度は78.0%）。</p> <p>次のページの答申状況を見ていただきますと、各局の状況について記載されております。以上のような内容となっております。</p> <p>続きまして、今後の審議会の日程についてでございますが、次回、第5回本審を、9月3日（木曜日）の午前10時から、この会議室において、開催させていただきたいと考えております。</p> <p>当日、御審議いただく内容は、電子部品等製造業最低賃金に係る労働者側、使用者側の参考人からの意見聴取を実施させていただきまして、その後、電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、御審議をいただきたいと存じます。</p> <p>なお、改正の必要性ありとの結論が出ました場合には、9月3日から専門部会委員の推薦公示を9月17日まで2週間行いまして、第1回の専門部会を9月29日（火曜日）に開催したいと考えております。</p> <p>専門部会委員におきましては、例年、本審委員以外の方も入っておられますので、部会委員が決まり次第、日程調整を行いまして、改めて専門</p>

松本会長	<p>部会開催日を決定したいと考えております。 以上、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたように、9月3日（木曜日）の午前10時から、第5回の本審を開催して、電子部品等製造業最低賃金に係る参考人意見聴取と、改正の必要性について審議を行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。 その他に、何か御質問等がございますでしょうか。</p>
各委員	<p>〈質問等なし〉</p>
松本会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会はこれで閉会いたします。 お疲れ様でした。</p> <p>以上のとおり相違ないことを確認し、署名する。</p> <p>公益代表委員</p> <p>労働者代表委員</p> <p>使用者代表委員</p>